



非自発的失業者への 国保税の軽減

倒産・解雇など自ら望まず離職した非自発的失業者の国保税を、申請により一定期間軽減します。

▶**対象者** 失業時点で65歳未満の人で、倒産・解雇などによる離職(①特定受給資格者)か雇い止めなどによる離職(②特定理由離職者)で雇用保険受給資格者証の第1面「離職理由」欄のコードが次の人

- ①特定受給資格者
11、12、21、22、31、32
- ②特定理由離職者
23、33、34

▶**軽減内容** 対象者の前年の給与所得を100分の30として国保税を算定(給与以外の所得は対象外)

▶**軽減期間** 失業日が▷平成29年3月31日～30年3月30日→31年3月まで▷30年3月31日～31年3月30日→32年3月まで

▶**申請方法** 雇用保険受給資格者証、認め印(朱肉を使うもの)を持参し、税務課町民税係か保険課医療保険係にお越しください。

●税務課町民税係 ☎985-4110



均等割・平等割の 軽減対象の拡大

国保税の均等割・平等割は、世帯の所得に応じ7割・5割・2割の軽減があります。平成30年度から地方税法の改正で、5割・2割軽減判定基準が次の通り変更となり、軽減対象世帯が拡大されます。

軽減割合	改正後	改正前
5割軽減	基礎控除額(33万円)+ 27万5千円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円)+ 27万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
2割軽減	基礎控除額(33万円)+ 50万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下	基礎控除額(33万円)+ 49万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

※ 特定同一世帯所属者…国保から後期の制度に移行した人

●税務課町民税係 ☎985-4110

News

次に紹介する保険税(料)の軽減制度のほか、国保、後期とも病院受診時の一部負担金の減免制度もあります(災害や農作物の不良、事業などの休廃止で収入が著しく減少した場合など)。減免制度については保険課医療保険係(☎985-4107)に相談してください。

国民健康保険(国保)

後期高齢者医療保険(後期)・介護保険(介護)

保険証などの更新と 保険税(料)の軽減制度



保険証・限度額適用 認定証の更新

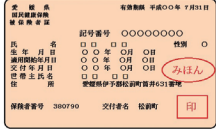
現在お持ちの保険証、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。

【保険証(申請不要)】

新しい保険証(肌色)は、7月下旬に

簡易書留で郵送します。届いたら、記載事項に間違いがないか確認してください。

7月末になっても届かない場合はお問い合わせください。



【限度額適用認定証等(申請必要)】

引き続き適用を希望する場合は、保険課窓口で申請してください。新たに申請する場合も同様です。

▼認定証の種類

・限度額適用認定証

・食事療養費標準負担額減額認定証

・限度額適用・標準負担額減額認定証

▼対象者 松前町の国民健康保険に加入し、国保税を滞納していない人

▼持参物 新しい保険証、認め印(朱肉を使うもの)、マイナンバーが確認できるもの、窓口に来る人の身分証(免許証など)

●保険課医療保険係 ☎985-4107



平成30年度の国保税

30年度の国保税の所得割額・均等割額・平等割額が改定されました。また、地方税法の改正で課税限度額が引き上げられました。改

定後の国保税は、次の通りです。

●税務課町民税係

☎985-4110

◎30年度国保税(年額)「所得割額+均等割額+平等割額」

※所得割額は「基礎控除(33万円)後の総所得金額」×所得割率で算定

医療給付費分	所得割率				
	改正後	改正前	所得割率	均等割額	平等割額
介護納付金分	改正後	改正前	2.7%	7,600円	4,800円
	改正後	改正前	3.3%	9,600円	5,400円
後期高齢者支援金等分	所得割率				
	改正後	改正前	所得割率	均等割額	平等割額
	改正後	改正前	2.8%	8,200円	7,200円
	改正後	改正前	3.5%	10,200円	9,200円



70歳以上の高額療養費 上限額が変わります

高額療養費は、1カ月に支払った医療費が上限額を超え高額となった場合に、上限額を超えた額を支給する制度です。8月から、70歳以上の「現役並み」「一般」の適用区分の上限額が次の通り変わります。

す。「現役並み」の区分は、限度額適用認定証を申請し、確認してください。

●保険課医療保険係

☎985-4107

愛媛県後期高齢者広域連合

☎911-7733

適用区分	外来 (個人ごと)		外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 690 万以上の人	252,600 円+ (医療費－ 842,000 円)×1%	
	課税所得 380 万以上の人	167,400 円+ (医療費－ 558,000 円)×1%	
	課税所得 145 万以上の人	80,100 円+ (医療費－ 267,000 円) × 1%	
一般	課税所得 145 万未満の人など	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円

現役並み	課税所得 145 万以上の人	57,600 円	80,100 円+ (医療費－ 267,000 円) × 1%
	課税所得 145 万未満の人など	14,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円

介護

負担割合証・負担限度額認定証の更新

現在お持ちの負担割合証、負担限度額認定証の有効期限は7月31日です。

平成30年8月1日現在で「要介護」「要支援」「事業対象者」の認定を受けている利用者には、7月中旬に新しい負担割合証(水色)を送付します。負担割合(1割から3割まで)は29年中の所得に応じて決まります。

負担割合証は、介護保険被保険者証(オレンジ色)と一緒に保管して、サービスを利用するときに、事業所に提示してください。

▼適用期間 8月1日～翌年の7月31日まで

※世帯構成の変更や所得の更正があった場合は、右記適用期間中でも負担割合が変更となる場合があります。

【負担限度額認定証】

低所得の利用者の負担を軽減するため、介護



介護

負担割合証・負担限度額認定証の更新

保険施設に入所・短期入所した場合の食費や居住(滞在)費は、所得などに応じて限度額を定め、認定証を発行しています。

▼既に認定証を持っている入所施設と担当ケアマネージャーに更新案内を送っています。引き続き認定証が必要な人は、期限内に手続きをしてください。

▼新たに認定証の交付を受けたい人

対象者は①②を満たす人です。

①世帯全員が町民税非課税である人(世帯分離の配偶者を含む)

②利用者とその配偶者の負債額を控除した資産(現金・預貯金、運用投資信託、有価証券など)の合計が2千万円(配偶者のない場合は1千万円)以下である人

町ホームページや窓口にある申請書と、利用者本人・配偶者(該当者だけ)名義の預金通帳の写しを持参し、左記窓口で申請してください。

問 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

介護

地域密着型サービス事業所開設者募集

第7次介護保険事業計画に基づき、次のサービス施設の開設を予定しています。事業実施を希望する事業者は、町ホームページに掲載する募集要項を確認のうえ、必要書類を提出してください。

書類審査、事業者によるプレゼンテーションなどにより、事業者を選定します。

▶サービスの種類 地域密着型特定施設入居者生活介護

▶事業規模 定員29人以下

▶募集期間 8月1日(水)～9月28日(金)

▶応募方法 保険課窓口へ直接提出

※今後、広域型特別養護老人ホーム1事業者30床の公募も行う予定です。詳細が決まり次第、広報や町ホームページでお知らせします。

▶応募先・問い合わせ 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

介護

社会福祉法人による介護サービスの利用料軽減

町が認めた低所得の利用者に対し、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用料を軽減します。詳しくは、お問い合わせください。

▶対象者 生活保護受給者が次の全てを満たす人

①町民税非課税世帯

②年間収入が単身世帯で150万円(世帯員一人ごとに50万円加算)以下

③預貯金などの額が単身世帯で350万円(世帯員一人ごとに100万円加算)以下

④資産がない(日常生活のために必要なものは除く)

⑤負担能力のある親族などに扶養されていない

⑥介護保険料を滞納していない

▶対象サービス 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、特別養護老人ホームなど(一部を除き介護予防と地域密着型サービスを含む)

問 保険課介護保険係 ☎ 985-4115

後期

平成30年度の保険料と軽減の制度

30年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。軽減制度など詳しくは、保険証に同封する案内をご覧ください。

保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額

10円未満切り捨て 限度額62万円

均等割額 46,374円

所得割額 (総所得金額などー基礎控除【33万円】)×8.78%(所得割率)

▶均等割額の軽減 世帯(世帯主と被保険者)の所得に応じ、均等割額の9割、8.5割、5割、2割が軽減されます。

▶被用者保険の扶養者だった人の軽減 後期加入の前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人(国保、国保組合の人は除く)は、所得割の負担はなく、均等割額が5割軽減(29年度は7割)されます。世帯の所得が低い人は9割、8.5割軽減が受けられます。

▶所得割額軽減の廃止 30年度から所得割の軽減が廃止(29年度は2割軽減)されます。

問 保険課保険料係 ☎ 985-4227

後期

保険証・限度額適用認定証の更新

現在お持ちの保険証、限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。

【保険証(申請不要)】

新しい保険証(ピンク色)は、7月下旬に簡易書留で郵送します。負担割合(1割か3割)は平成29年中の所得と収入で決まります。保険証で確認してください。

7月末になっても届かない場合はお問い合わせください。

【限度額適用認定証(申請不要)】

すでに認定証を持っている人で、保険料の滞納がなく30年度の住民税が非課税の人は、保険証と一緒に認定証を同封します。

新たに必要なのはお問い合わせください。

問 保険課医療保険係 ☎ 985-4107



介護

平成30年度から32年度までの保険料

30年度の保険料額決定通知書を7月中旬に郵送します。介護保険料は、3年ごとに見直しが行われており、32年度までの保険料は左の表の通りです。

問 保険課保険料係 ☎ 985-4227

所得段階	対象者	保険料年額
第1段階	▷高齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ▷生活保護受給者▷世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下	28,620円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下	41,340円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2所得段階に該当しない	47,700円
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	52,780円
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、第4所得段階に該当しない	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満	76,320円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満	79,500円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円未満	95,400円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円未満	108,120円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上	124,020円

▶課税年金収入…非課税年金(障がい年金や遺族年金)を除く公的年金などの収入

▶合計所得金額…実際の収入から必要経費などを差し引いた額の合計金額